

超過利潤計算書  
平成29年4月1日から  
平成30年3月31日まで

(単位 百万円)

| 項 目   | 金 額     |
|---|---------|
| 送配電部門当期純利益(又は送配電部門当期純損失) (①)                      | 2,945   |
| 送配電部門の事業報酬額 (②)                                   | 8,294   |
| 追加事業報酬額 (③)                                       | Δ 102   |
| 送配電部門の財務費用 (株式交付費、株式交付費償却、社債発行費及び社債発行費償却を除く。) (④) | 5,142   |
| 送配電部門の財務収益 (預金利息を除く。) (⑤)                         | 610     |
| 送配電部門の事業外損益 (⑥)                                   | Δ 855   |
| 送配電部門の特別損益 (⑦)                                    | -       |
| その他の調整額 (⑩=⑧-⑨)                                   | 163     |
| インバランス取引等損益 (⑧)                                   | 131     |
| (インバランス取引損益)                                      | (5)     |
| (最終保障供給取引損益)                                      | (-)     |
| 法人税補正額 (⑨)  | Δ 31    |
| 当期超過利潤額(又は当期欠損額) (⑪=①-②-③+④-⑤-⑥-⑦-⑩)              | Δ 23    |
| うち想定原価と実績費用との乖離額                                  | Δ 3,257 |

## (記載注意)

- 1 送配電部門の事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に送配電部門電気事業報酬額として整理された額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 2 追加事業報酬額は、託送供給等約款の料金を設定した際に算定した額を原価算定期間の年数で除して得た額とすること。
- 3 インバランス取引等損益は、インバランスの取引及び最終保障供給に係る収益からインバランスの取引及び最終保障供給に係る費用を控除した額等とすること。
- 4 インバランス取引損益は、様式第1第11表のインバランス収支計算書に記載された営業利益(又は営業損失)の額とすること。
- 5 最終保障供給取引損益は、最終保障供給に係る収益(基準託送供給料金に相当する額を除く。)から最終保障供給に係る費用(基準託送供給料金に相当する額を除く。)を控除した額とすること。
- 6 法人税補正額は、送配電部門の財務収益(預金利息を除く。)、送配電部門の事業外損益、送配電部門の特別損益、インバランス取引等損益の合計額に法定実効税率を乗じて得た額とすること。
- 7 想定原価と実績費用の乖離額は、託送供給等約款の料金を設定した際に整理された送配電関連原価の合計額を原価算定期間の年数で除して得た額と実際に発生した費用の額との差額とすること。
- 8 必要に応じ、金額の算定根拠を脚注として記載すること。